

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の要点その⑦
各教科等の指導で即座に実施できる指導内容の構成2

「人権感覚の育成に関わる指導内容」

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」(P9, 23～24)

〔第三次とりまとめ〕では、「人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する**知的理解**に加え、**人権感覚を養うこと**が特に重要となる。」としながら、人権感覚を育成するための指導内容として、以下のように示しています。

人権感覚に関わる指導内容について

他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような**想像力、共感的に理解する力**
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うための**コミュニケーションの能力やそのための技能**
- ③ 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との**人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしそれを実現させる能力やそのための技能**

【参考】 人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ① **国語、社会、外国語等**の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる**想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能**などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。
- ② **道徳、特別活動、総合的な学習の時間等**あらゆる機会をとらえ、できるだけ**直接的な体験を活かすこと**を通じ、上記①に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の**能動的な手法**を取り入れることも有効である。